

第3回 食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会



農林水産省

外食・食文化課



I 発生抑制

1 事業系食品ロスの削減に係る目標について

- 食品リサイクル法基本方針（2019年7月）で明記された事業系食品ロス量の目標（2000年度比で2030年度までに半減（273万トン））を、2022年度の推計値（236万トン）で達成したことから、新たな目標を設定。
- 新たな目標は、政策の継続性の観点から、食品ロスの発生実績の趨勢を基本とする予測に、業種毎の削減幅の実現可能性等を勘案して設定するという現行と同様の手法で設定することを基本とし、これにコロナ禍で起こった消費者の行動変容がコロナ収束後の現在においても継続していることを踏まえ設定し、2030年度までの目標とする。
- 具体的には、2000年度比で、2030年度までに56%から62%削減させるという幅の中で、事業者や国民にとって分かりやすい目標となるよう、今後の審議会での議論を経て基本方針において定める。

2 食品関連事業者の食品ロス削減の取組促進について

- 食品関連事業者は、食ロス削減にとって重要な、商慣習の見直しの促進等に努めることとする。
（判断基準省令の改正。当該省令の改正に伴い定期報告書の様式を改正）
- 食品関連事業者は、以下のような商慣習の見直し等により食品廃棄物等の発生の抑制の実施に努める旨規定。
 - ・ 1/3ルールなど厳しい納品期限の緩和
 - ・ リードタイムの延長
 - ・ 賞味期限の大括り化（年月表示や日まとめ表示）
 - ・ 食品の特性等に応じた賞味期限の延長
- 食品関連事業者は、未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食べ物を十分に入手することができない者に提供するよう努める旨規定。
- 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度の食品廃棄物等の発生量、食品循環資源の再生利用等の状況及び未利用食品の提供量についての情報を有価証券報告書やインターネットの利用その他の方法により提供するよう努める旨規定。

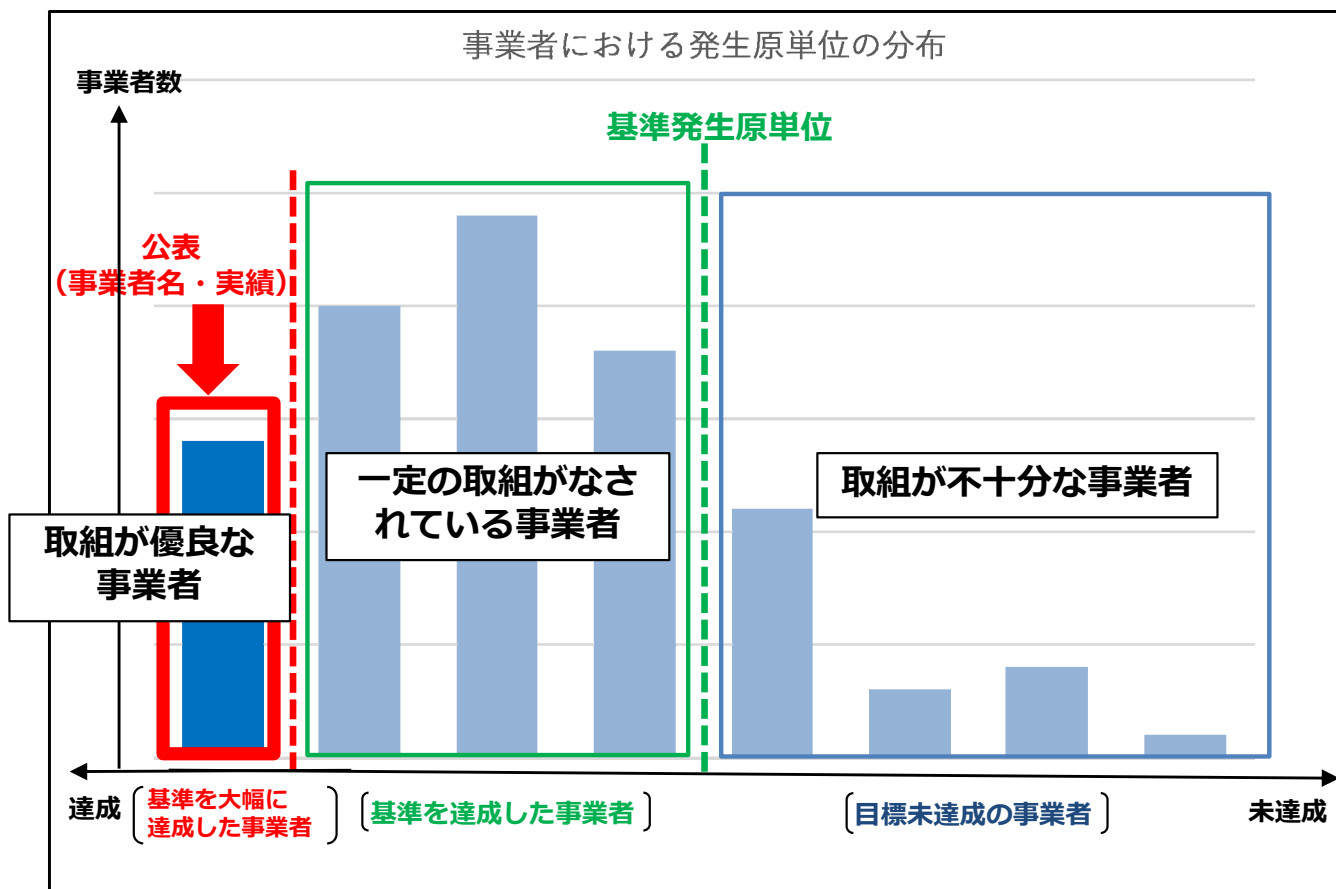
3 食品関連事業者の取組の見える化について

- 新たに各食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みを検討し、国民にとってわかりやすい情報発信に努める。
- 検討に当たっては、取り扱っている食品の特性等により発生抑制や再生利用の実施しやすさが事業者ごとに異なる点に留意し、優良事業者の公表を基本的な方策とする。

(参考) 食品関連事業者の取組の見える化について (評価イメージ)

- ✓ 食り法に基づく食品関連事業者の定期報告の公表は、事業者名、基準発生原単位や再生利用等実施率の一覧のみであり、消費者を含む一般の国民にとってその達成状況はわかりにくい。
- ✓ **優良な事業者を分かりやすく見える化するため、2026年度以降、試行期間を設けつつ、次の取組の導入を検討する。**
 - 食り法の定期報告書に基づき、事業者を「**取組が優良な事業者**」「**一定の取組がなされている事業者**」「**取組が不十分な事業者**」に区分し、「取組が優良な事業者」については、事業者名や連続達成年数をHPで公表する。

イメージ



<今後のスケジュール>

□ 2025年度以降

- ・ 適正なクラス分けのためのベンチマーク指標検討
- ・ 仕組みのについての意見聴取

□ 2026年度以降

- ・ 試行実施



省エネ法に係る評価制度では、提出された定期報告書等の内容を確認し、事業者をS（優良事業者）・A（更なる努力が期待される事業者）・B（停滞事業者）へクラス分けします。Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表。

事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

Sクラス 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)	Aクラス 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)	Bクラス 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)
【水準】 ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成	【水準】 Bクラスよりは省エネ水準 は高いが、Sクラスの水 準には達しない事業者	【水準】 ※1 ①努力目標未達成かつ直近 2年連続で原単位が対前 年度比増加 または、 ②5年間平均原単位が5% 超増加
【対応】 優良事業者として、経産 省HPで事業者名や連続 達成年数を表示。	【対応】 省エネ支援策等に関する 情報をメールで発出し、努 力目標達成を推進。	【対応】 注意喚起文書を送付し、現 地調査等を重点的に実施。
		Cクラス 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)
		【水準】 Bクラスの事業者の中で特 に判断基準遵守状況が不 十分
		【対応】 省エネ法第6条に基づく指 導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。



Ⅱ 再生利用等

1 再生利用等の実施率に係る目標の設定について

- 2029年度までの新たな目標設定については、政策の継続性の観点から、2019年度までの目標に、基準実施率区分を適用し、増加ポイントを5年分加算した値を基本とし、直近の再生利用等実施率の実績を考慮するという現行と同様の定め方で設定することとする。
- これを踏まえると、2022年度の97%という目標を達成している食品製造業は既に一定以上の取組が進められていることから95%と据え置き、2022年度で61%という目標を達成している食品小売業は65%に向上させることとし、目標の達成が見込めない食品卸売業及び外食産業については、目標を据え置いた上で（それぞれ75%及び50%）、乖離の要因を踏まえ、再生利用等の促進のための各種取組を推進することとする。これらについて今後の審議会での議論を経て基本方針において定める。

2 食品関連事業者の再生利用等の取組の促進について

- 国は、再生利用等の取組促進のため、地方公共団体への食品リサイクル法に関する情報発信や登録再生利用事業者制度の更なる活用方策について検討・実施等を行う。加えて、特に食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の再生利用等の取組を収集し、優良事例の周知を行う。
- 特に、再生利用等の取組が進んでいない外食産業においては、再生利用等の促進のため、食品循環資源の再生利用の意義、外食の発生抑制に係る取組事例等を内容とするマニュアルの普及や優良事例の研究、関係者との連携強化等を通じて、再生利用等実施率を向上への取組を行うこととする。

(参考)

再生利用事業計画認定制度の拡大について

- 特定肥飼料等を利用して生産された飼料または肥料を更に利用した農畜水産物等を生産した場合においても認定制度の対象とする（再生利用事業計画の認定に関する省令の改正）。